

<長崎県開発許可制度の手引きの改正内容>

令和5年1月5日 ●5章 (P29-36)

5-1-2 11. 条例による区域指定内の指定用途以外の建築物

- ・「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」の改正 (R5.1.1 施行)
- ・指定区域の一覧を追加 (R5.1.1 施行)
- ・ 1. 1) のただし書きの番号付けの変更
- ・ 1. 1) ただし書き iii) の※印を変更 (浸水深のデータ取得方法の修正)
- ・ 1. 2) 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の改正にも伴う修正
- ・ 2. 2) 表現の修正
- ・ 3. 及び4. 表現の修正

●5章 (P37-43)

5-1-2 12. 条例による区域指定内の指定建築物

- ・「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」の改正 (R5.1.1 施行)
- ・ 3. 建築物の種類ごとの規定の1)～6)の雨水及び雨水以外の規定の修正 (都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の改正にも伴うもの) (R5.1.1 施行)

●5章

- ・その他表現の修正など